

質問票 (米国)

1. 運営および利用実態

貴団体または貴国における代表的な機関について

(1) ADR の定義と種類

仲裁は司法上の裁判手続に似ているが、より非公式なプロセスであり、紛争について最終的かつ拘束力のある決定を求めて、1 名または複数の公平な者に訴え出るものである。調停は、中立の第三者に補佐された紛争の自主的解決 / 和解である。

(2) 仲裁または調停の受理件数と処理件数。できれば分野別に。

全米仲裁協会 (AAA) は、2001 年に 218,032 件処理した。その多くは、保険、労働、建設および雇用関係の事件であった。そのうち 17,297 件は商事仲裁であり、3,302 件は商事調停として登録された。17,297 件の商事仲裁の多くは、仲裁手続の前に和解により解決した。商事仲裁のうち 133 件は、特許紛争として記載された。AAA はその商事紛争事件が知的財産権の請求を含んでいるか否かは分類していない。AAA の国際紛争解決センター (ICDR) は、2001 年に 649 件の商事仲裁を扱った。AAA のウェブサイトは www.adr.org である。

(3) 仲裁判断または調停がなされるまでの期日頻度及び経過時間はおおよそどのくらいか。対象事件の分野で違いはあるか。

仲裁は 2、3 カ月で解決される傾向にある。調停は 2、3 週間で解決する傾向にある。米国では一般的に、保留回数をできるだけ少なくして仲裁手続を完了させている (個々の審理の間に長い休止を入れるのではなく、連日続けて進めるとのこと)。仲裁または調停の実際の期間は、紛争の複雑さと重要性に応じて大きく変わりうる。

(4) 候補者名簿に記載されている分野別の人数はどのくらいか (弁護士以外にどのような資格・職業を有する人達がどのくらいいるか)。

AAA は 11,000 名を超える仲裁人と調停人リストをもつ。資格には、10 年以上のシニア・レベルの企業経験者または法律業務、特定分野でリーダーシップをもっていることを示す褒賞、仲裁またはその他の紛争解決の研修または経験が含まれる。

(5) 候補者名簿に記載されるためには、どのような要件が必要か (例えば一定の資格、経歴、専門性の要否など)。それは誰が決めるのか。

上記（４）の回答を参照。

（６）仲裁人または調停人の資質向上のための方策を講じているか。

上記（４）の回答を参照。AAA および米国その他の多くの組織や大学が、仲裁や調停の研修、教育および認証プログラムを提供している。

（７）仲裁人または調停人に対する報酬はどのように定めているか。また、実際の数字はどうか。

AAA 規則によれば、中立の各仲裁人の１日当りの報酬は、両当事者と仲裁人との間で、仲裁人による活動の開始前に合意され、すべての報酬交渉は当事者と仲裁人が直接ではなく、AAA を通じてなされなければならない。当事者と仲裁人が合意できなかった場合には、AAA が報酬を決定する独占的権限をもつ。

（８）仲裁から調停または調停から仲裁に移行する手続がある場合、そのパネル・メンバーは交代するか。

米国では、失敗した調停の調停人は、同じ問題に関して仲裁人にはならないことが慣行である。

2. 裁判制度との関係

（１）裁判が提起されたとき、裁判所が仲裁または調停に回付することはあるか。あるとしたら、それは民間の機関か、裁判所の中にあるものか。（法規があればその条文）

米国では、連邦の司法制度でも州の司法制度においても、裁判所には複数のレベルや法域がある。裁判所付属の仲裁や調停の規則は法域によって異なる。一般的に、裁判所による仲裁への付託には当事者の同意が必要である。幾つかの裁判所は当事者に、和解協議または調停に参加することを要求するが、紛争解決は当事者が同意することに依拠する。裁判所は通常、裁判所付属の調停人として働く意欲のある弁護士の有資格者のリストを維持しており、そのリストから指名を行う。

（２）民間に回付した場合の仲裁または調停の経費はどのように負担されるか。

（無回答）

（３）裁判所の監督はあるのか。また、裁判所と、仲裁または調停の機関との間に何らかの協力関係はあるのか。裁判所はどのように関与するのか（例えば、証拠調べ、情報提供等で協力するのか）。

（無回答）

- (4) 調停が不調に終わった場合はどのように処理されるか。例えば時効の取り扱いはどうなるか。

裁判所に提訴の後、裁判所によって紛争が調停に付された場合、時効の進行は提訴によって停止し、調停の失敗によって影響は受けない（訴訟が再開されるだけである）。当事者が提訴前に調停を試み、調停が、時効が成立する間際まで継続する場合、当事者が、時効の進行を停止させる合意書に署名するのが通常の慣行である。かかる合意ができない場合には、時効の影響を受ける当事者は、一般的に用心のために訴訟を提起する。

- (5) 仲裁判断または調停合意の内容について、それぞれの執行力の確保はどのようにするか。また、裁判所が関与することはあるか。

仲裁契約および仲裁判断は、連邦仲裁法に従って、また契約が国際契約の場合にはニューヨーク条約（米国では9 U.S.C. § 201 以降で実施）に従って、裁判所により執行される。調停契約は、現実的履行の強制を求める契約の訴訟によって執行される。仲裁判断に組み入れられていない調停の和解は、現実的履行の強制または損害賠償を求める契約の訴訟として執行される。

3. 個別的問題

- (1) 知的財産権関係事件のために、特別の規則が用意されているか。例えば特許の有効性についての仲裁は可能か。

AAA は特許仲裁規則を制定し、2000年9月1日に発効した。同規則はAAAのウェブサイト（www.adr.org）で見られる。

- (2) 仲裁が拒否される紛争はあるか。

この問題についての議論は、Philip McConaughay による SOFTIC シンポジウムの論文を参照。

- (3) コンピューター・ソフトウェアなどに特化した仲裁または調停の制度（または規則）はあるか。

ない。

- (4) コンピューター・ソフトウェアに関する紛争の場合、技術的問題についての事実の把握に関する判断はどのようになされるか。そのための人材確保はどうしているか。

争点の問題に関する特別の専門知識に基づき仲裁人を指名することが可能である。専門家証人を利用して特別の技術的問題に対処することも可能である。

(5) 秘密保持についてどのように措置がなされているか（例えば、記録管理の方法、開示する範囲を代理人のみとする等）

トレードシークレットは、所有者が提案し仲裁人が承認する、紛争の公正な解決と合致した任意の方法で保護される。保護措置の幅は問題のトレードシークレットの重要性および価値に依存して変わる。

(6) 迅速な解決のために、何か対策を講じているか。

仲裁前の和解協議、あるいは多重の紛争解決手続（例えば、仲裁審理に進む前の調停の試みあるいは幹部の会合）が、早期の和解を推進する最も有効な手段である。

(7) 広報はどのようにしているか。利用者はどのようにして貴団体の制度を知ることができるのか。

AAA のウェブサイト、www.adr.org 参照。

(8) オンライン ADR の対象とする紛争はどのようなものか。また、その利用状況はどうか。

AAA は、「オンライン仲裁のための補足手順」を公表しており、そのウェブサイト www.adr.org で見られる。オンライン ADR は、インターネット掲示板での名誉毀損の発言から（しばしば「バーチャル・マジストレート・プロジェクト」によって解決される）、単純なインターネットでの販売から生じた紛争、さらに、より拡大された相対取引から生じた紛争まで、さまざまな紛争で利用される。一般的にいてオンライン ADR は、文書提出のみで決定を下すことができる紛争に適している。

（了）